

令和4年度 第10回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和5年1月12日(木)午後2時00分から3時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (30人)

1番	勝又忠好君	2番	杉山道洋君
3番	加藤由富君	4番	立道和策君
5番	岩瀬茂君	6番	勝又政昭君
7番	長田守正君	8番	坂本登志雄君
9番	伊倉ふさ子君	10番	勝亦里沙君
11番	小宮山光文君	12番	小宮山勉君
13番	鎌野博之君	14番	山崎嘉幸君
15番	芹沢重徳君	16番	勝又高君
17番	田代速夫君	18番	内田元和君
19番	鈴木政信君	20番	土屋直人君
21番	小林武治君	22番	大庭省一君
		24番	勝又保明君
25番	渡辺義文君	26番	勝又光明君
27番	杉山光利君	28番	石田澄夫君
29番	滝口恵治君	30番	杉山泰芳君
31番	林良三君		

欠席委員 (1人)

23番 勝亦康雄君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
報第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第43号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 上原 正典 遠藤 慎也 室伏 貴裕

会議の概要

事務局長

ただ今から令和4年度第10回総会を開会いたします。

--会長挨拶--

事務局長

ありがとうございました。

本日の出欠の報告ですが、議席番号23番 勝亦康雄委員が欠席となります。農業委員の出席は過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により小宮山会長を議長として進行します。

事務局長

会長お願いいたします。

会長

これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。

会長

日程3 議事録署名人の指名ですが、9番 伊倉ふさ子委員、10番 勝亦里沙委員
よろしくお願い致します。

会長

日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。

会長

日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
報第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の1ページをお願いします。

報第17号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年1月12日報告。
今月の4条の届出は1件です。

(番号1について内容の読み上げ)

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

報第18号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
事務局より報告を求めます。

事務局

議案書の2ページをお願いします。

報第18号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和5年1月12日報告。今月の5条の届出は10件です。

(番号1～10について内容の読み上げ)
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 日程6 農地法に関する議案に入ります。
議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書5ページをお願いします。
議案第42号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和5年1月12日提出。今月の5条許可申請は1件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 299 m²
転用内容は、使用貸借による分家住宅1棟の建設です。
農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 整理番号1番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

5番委員 調査日は令和4年12月25日です。調査場所は譲受人、譲渡人と現地で行いました。申請行為につきましては、譲渡人と譲受人は実の親子であり申請人双方とも申請行為については、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。
転用理由につきましては、譲受人は現在結婚し市内の共同住宅に住んでおり将来生活の安定をはかりたく、譲渡人に相談したところ双方話し合いの結果、譲渡人の自宅と地続きである畑の一部に自己用住宅を建築するものであります。
資金につきましては、土地整地費、家屋建築費等は自己資金及び金融機関からの借入で対応するとのことでした。
他の権利者の設定ですが、他の権利設定はありません。
転用時期につきましては、許可後直ぐに着工したいとのことでした。
他法令につきましては、都市計画法に基づき事前相談済みとのことでありました。
転用面積は、299 m²で目的から考えて適正であると考えます。

周辺への影響については、特に被害防除策等は設置しないが、万が一被害が発生した場合、責任を持って対処するとのこと。

以上報告とさせていただきます。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案 を議題とします。

議案第43号 農地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

なお、本案につきましては、整理番号1及び3が議事参与の制限に該当する案件となるため、まず整理番号2について審議いたします。その後整理番号1及び3について審議いたします。それでは整理番号2について事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の6ページをお願いします。

議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和5年1月12日提出。

議案書7ページの議案第43号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が1月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画につきましては農地中間管理事業による利用集積が3件で、面積は3,852㎡、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。

番号2 (内容読み上げ) 1筆 1,157㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に整理番号1について、審議いたします。本案につきましては、12番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件になります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、12番委員は退席をお願いいたします。

(12番委員退席)

会長 それでは整理番号1について事務局から説明を求めます。

事務局 番号1 (内容読み上げ) 1筆 935㎡
以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
12番委員は着席してください。

(12番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 次に整理番号3について、審議いたします。本案につきましては、7番委員が申請人となっているため、議事参与の制限に該当する案件になります。農業委員会等に関する法律第31条により議事に参与できませんので、7番委員は退席をお願いいたします。

(7番委員退席)

会長 それでは整理番号3について事務局から説明を求めます。

事務局 番号3（内容読み上げ）2筆 1,760㎡
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
7番委員は着席してください。

（7番委員着席）

会長 ただ今審議した結果、本案については原案どおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 それでは、本日の日程を全て終了しましたので、事務局へ進行を返します。

事務局 （連絡事項等）
1. 「農業委員会活動記録簿」様式変更について
（内容説明）
何かご不明な点はございますでしょうか。

4番委員 以前出した活動記録簿は、これに書き直しするのですか。

事務局 本日出していただいたものは、書き直さないで結構です。1月分は明日からの活動について記録していただければ結構です。

4番委員 わかりました。

会長 本日までの活動は以前の活動記録簿に書いて、明日から新しい活動記録簿を使うということですね。

事務局 明日から、新しい活動記録簿を使っただけだと思います。本日の総会を新しい活動記録簿に書いていただいても結構です。

7番委員 総会の場合は、どこへ書いたら良いですか。

事務局 総会の場合は、記入例の4月12日火曜日のところをご覧ください。「総会で先進地事例を参考に協議」の列に○を記入し、右側の項目番号は2-②-エと記入していただければ結構です。

7番委員 わかりました。

事務局 続きまして
2. 先進地活動事例（兵庫県丹波市農業委員会の相続未登記遊休農地の権利設定推進に関する活動）の紹介並びに協議
3. 配布物のお知らせ
農業会議情報
4. 次回総会 2月13日（月）午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室
連絡事項は以上になります。

21番委員 一つ質問してもよろしいですか。活動記録簿の裏面ですが、その他の内容を書きいただくとありますが具体的にどのようなことを記載すればよろしいですか。

事務局 先程ご紹介した先進地事例のように、農地貸借のマッチングに関わった等、そういった情報がありましたら記載していただければと思います。
例えば相談を受けた場合に、相談の内容等について裏面に適宜記載していただければと思います。

21番委員 記載例表面の吹き出しにあるような内容を裏面に書くということですか。

事務局 表面に書いてあるのはあくまでも説明のための例ですので、全て裏面に書かなければいけないというのではなく、もし記載する事項があった場合には裏面に記載していただければと思います。特に無ければ、○と項目の記載だけで結構です。

事務局長 活動記録簿につきましては、農業新聞にあるような活動のほか、日々の農地の見回り等についても逐一ご記入いただきますようお願いいたします。
以上をもちまして、令和4年度第10回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長

議事録署名人

9 番

議事録署名人

10 番
